

IP化時代の通信端末に関する研究会（第5回）議事要旨（案）

1 日時 平成19年3月28日（水）16時00分～18時00分

2 場所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者（五十音順、敬称略）

（1）構成員

相田 仁（座長）、浅野 睦八（代理 小林 善和）、稲垣 隆一、江崎 浩、大島 正司、國尾 武光、後藤 幹雄、近藤 弘志、資宗 克行（代理 清水 博一）、高橋 伸子、竹田 義行、土井 美和子、花澤 隆、林 俊樹、平野 晋（座長代理）、藤原 洋、前田 章（代理 飯塚 雄次郎）、松島 裕一（代理 山崎 達也）、三輪 真（代理 柳沼 裕忠）、村上 晃、山口 英、山田 敏雄、弓削 哲也、横澤 誠、渡辺 文夫

（2）総務省

森総合通信基盤局長、桜井電気通信事業部長、谷脇料金サービス課長、高橋情報セキュリティ対策室長、内藤消費者行政課課長補佐、渡辺電気通信技術システム課長、中村電気通信技術システム課課長補佐

4 議題

（1）プレゼンテーション

（2）アンケート取りまとめの状況報告

（3）その他

5 議事要旨

【プレゼンテーションについて】

○構成員よりプレゼンテーション

- ・ 山田構成員 「端末の将来像について」
- ・ 横澤構成員 「ユーザープラットフォームとその社会性について」

○質疑応答における構成員からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 責任分担の考え方について、提供者側では明確な分担関係に基づいた対応が可能な状況を作るべきとあるが、その考え方や、分担関係のイメージ・方法論に関するアイデアを教えて欲しい。
- ・ 異なる事業者・サービスプレイヤー・端末提供者等が入り組んでいるときに、

それら「提供者群」が、消費者側からの要請に対し、どのように責任分担を受け止めるかということである。

- ・ 責任分担が明確でないために、利用者がたらい回しになることを避ける必要があり、将来のパッチワークのようなサービスには、責任を代表して受け止める機関が必要になるのではないか。
- ・ 分担関係については、誰かがリーダーシップをとって整理する必要がある、保険等、専門的な第三者によって切り分ける方法が望ましい。
- ・ 電力スマートメータの話があったが、もう一歩進んでエアコン等の家電と連携して電力使用を制御するようなことはないのか。
- ・ 電力需要が急激に伸びている海外において、計画的な配分や、停電の事前連絡といった対応がとられていることもあるが、日本では供給逼迫による制御はない。
- ・ 日本でも、契約電力を超過すれば割高になるため、電力会社ではなくユーザのニーズとして、使用電力をモニタすることも考えられるのではないか。
- ・ 電力料金は、契約電力による基本料金と、超過した分の従量料金となっている。現に、家庭・工場・学校等を対象に、エネルギー・熱を常に監視して、効率的な使用をすすめる、エネルギーマネジメントのサービスが立ち上がっている。
- ・ IP 端末の世界においては、充電のインフラが重要となるのではないか。充電に関する新しいビジネスモデル・課金のモデルについて、IP のネットワークを活用した方法が検討されているのか。
- ・ 電気自動車の普及により、スタンドのようなものが出てくるのではないか。また、夜のサービスエリアにおいて、トラックにエアコンの電源を供給するということが既に行われている。
- ・ ネットワーク普及の開始直後と比較した、ネットワークに接続できる機器の増加が書かれているが、その期間の情報流通やグローバルな関係の変化が IP 化の大きな効果ではないか。
- ・ ユーザを中心とした絵・スケールであり、近傍にどのようなデバイス・ネットワークインフラがあるかを考え、それらのつながりを書いたものである。一方で、グローバルな方から見た場合には、レイヤー構造のような表現になるだろう。
- ・ ユーザープラットフォームを測る指標として、ネットワークの利用者数ではなく、利用者数に時間をかけたものを用いるべきだとあったが、ビット数等の量は考慮に入れないのか。
- ・ 情報量は理想的な指標の 1 つではあるが、計測可能性の問題が出てくる。また、

ビット数等が価値に比例しているのかという問題もある。

- ・ ネットワーク時間総量という指標は、伝送効率が悪くて時間を要してしまったケースでは、ユーザを中心に考えるということと少し意図が反するのではないか。ユーザを中心とするならば、ネットワークを使うことによって得たものや、活動領域の拡大を考えた方がよいのではないか。
- ・ 活動時間には限界があるので、限られた時間をいかに活用してユーザがネットワークを使うかというのが理想的な指標だと考えている。ただし、計測可能性を考慮すると、統計データのある利用時間が適当になるのではないか。①人間の数で計測する時代の終了、②利用時間増加の限界、③受動的な利用の考慮、3点に結びつけることができている。
- ・ システムの企画・運用・保守において、非常に多くの関係者がいるなかで、開発上の多様な要望の整理や、予算・実績の管理、効果測定や問題への対応等、全体的な統制や責任の取らせ方の仕組みはどのようになっているのか。
- ・ 基本的には1つの部がシステム全体を所管している。大規模なシステムであるため、多くの部署と協力しているが、全体的な調整は1つの部門で引き受けている。
- ・ 企業においては、責任箇所を1つにせざるを得ないだろう。
- ・ 将来の課題として、責任を誰が担うのか、窓口をどう構成するのかという話が出ており、責任分担や窓口に関する要件の標準化へ議論が向かっているが、誰が要件を作るのか、誰が要件に該当すると認定するのかという視点が抜けている。
- ・ 責任を負う要件に該当すると認定されたら、裁判で争わないで従うような仕組みをメーカーやサービスベンダは経験したことがあるのか。法律上、紛争が生じた場合には仲裁人に従うといった、仲裁契約というものは存在する。
- ・ 一昨年の石油ファンヒータの件においては、10年以上経過していた古い製品であっても未だ免責のない状況である。IP化によって、ガス器具をコントロールできるようになったとき、損害があったら誰が責任を負うのかという議論がある。メーカーの立場からは、免責を認められるラインが可視化されることが望ましい。
- ・ 政府の役割も変化することになるだろう。インフラ・技術が変化し、責任と技術の妥当性と社会展開のシナリオが一本道にならないのではないか。
- ・ ADRのような機能や、随時アップデートできる柔軟性の高い技術基準といった、柔軟性の高いメカニズムが必要ではないか。
- ・ 法律の問題は国内に限られているが、システム自体はグローバルになっている。法律を作るときには、注意しないと自分の首を絞めることにもなりかねない。出

てくる要求に対して縛りつけるものではなく、フレキシビリティを持ったものにする必要がある。

- ・ 完全に自由な領域と、規制による利用者保護が必要なものに分類化されてくるだろう。そして、その中間の領域には、ADRの使用や信用の基準・規範となる認証があるのではないか。
- ・ プライバシーコミッショナー制度のように、時節・状況を確認して、技術と責任論をきちんと判断していく責任母体を作るべきではないか。
- ・ 今まで想像していなかったような多くの機能について、全体の信頼を担い、その信頼に基づいて全体が納得して使える枠組みが求められる。
- ・ 提供されるサービスについて、どこにどのくらい依存しているのかという情報を誰も持っていないのではないか。情報やサービスに対して、どのようなステークホルダーが関与しているかリサーチする活動が必要である。

- ・ 起こった事件を後から見て、そのメカニズム・責任分担を論じるときに、必要なデータが残っていないと手の打ちようがなくなる。端末やネットワークにおいて、責任分担に役立つ情報が残っていることが信頼の一つの要素となる機能となるのではないか。
- ・ 誰の判断を信頼するのかという観点がある。基準を標準化しても、それに従っているかどうかの認定をしたり、技術に対して信頼できるとオーソライズしたりするのは誰になるのか。社会性を持った価値を与えるのは、従来であれば国や行政であったが、民ではどこがどんな仕組みで信頼を与え得るのか。
- ・ ICTによる変化の中で、かつてあった絶対的な信頼の拠り所がなくなっている。絶対的な信頼に依存する場合と、相互信頼等の新しい信頼関係を調整する場合の分類をすることになるのではないか。いずれの場合においても、信頼を与えるにあたってはデータが必要になる。
- ・ データの取得が必要という点については全員が一致するだろうが、これを強制的にしてしまうと、自分の首を締めることになるおそれがある。信頼をするために必要な場合に、民が自主的に行うのが健全なやり方ではないだろうか。

- ・ トラステッドコンピューティング・トラステッドプラットフォームの話と社会的信頼の形成は直接的にマッピングしていない。限定的な、かなり技術的に明確に定義された空間でのトラストであって、一般的な社会のトラストの意味とは異なる。
- ・ トラストの形成には時間がかかるものである。急激に変化している中で、誰もが何を信じていいのかわからない状態になっている。
- ・ 社会的トラストを形成するパーツが出てきていることと、総体としてのトラス

トをどうしていくのかということ、そして、ICTとの関係をどうしていくのかというところに踏み込み始めたことが重要なことである。

- ・ マネジメントシステムにおいては、法よりも先行した素晴らしい知恵を使う動きがあるのに対し、会社法はそれと無関係に存在しているため、分裂している状況にある。グローバルな視点はもちろん重要であるが、日本を忘れたグローバルの議論はあり得ない。

以上